

平成 23 年度第 2 回理事会次第

日 時 平成 23 年 5 月 29 日 (日) 10 : 30

会 場 千葉県社会福祉センター3 階会議室

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - (1) 日本社会福祉士会災害支援研修報告
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑 (事前送付資料によりご確認ください)
 - (3) 議事 (事前送付資料によりご確認ください)
 - (4) その他
5. 閉会

平成 23 年度第 2 回理事会 報告資料 1-2 (page : 1)
会議・研修会記録票

日時	平成 23 年 4 月 25 日 19 時 30 分～21 時 30 分
場所	あずみ苑井野 会議室
出席者(人数)	5 名
講師	
スタッフ	鈴木・山口利・森・瀧澤・松本：文責（順不同）
<p>(1) 広報部会役割分担</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今回に限り昨年度と同様とする。 <p>(2) 7 月発行分（第 76 号）の主な企画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害ボランティアレポートの掲載（3 本程度を予定）・ 「震災から学ぶ（仮タイトル）」を 1 年間連載・ 就労支援に関する特集記事を 2 本立てで掲載・ 「地域集会」「独立型」関しては今回掲載しない <p>(3) ページ構成（調整しながら）</p> <p>1 P : 表紙・リード文</p> <p>2～9 P : 被災地支援活動レポート</p> <p>10 P : コラム『震災から学ぶ（仮）』</p> <p>11 P : トピックス（実習指導者講習）</p> <p>12 P : 社会福祉士の輪</p> <p>13 P : 3 団体リレーコラム</p> <p>14～15 P : 特集（就労支援）</p> <p>16 P : 事務局便り</p> <p>(4) 依頼（6 月 7 日締切り）</p> <p>リード文 : 鈴木さんから神山会長に依頼</p> <p>被災地レポ : 被災地に行ったボランティアのレポートを広報部会で選別</p> <p>震災から学ぶ : 山口定さんの人脈で探す</p> <p>トピックス : 実習指導者講習に参加した社会福祉士（会員）に森さんが依頼</p> <p>輪 : 山口定さんから吉野さんに依頼</p> <p>3 団体 : 鈴木さんから岡本さんに依頼</p> <p>特集 : 松本から藪野さんに依頼</p>	

東日本大震災に関する支援活動について

被災者支援担当 鈴木将人

1. 前回報告した活動について

① 司法書士との合同研修会の開催について

3月30日の千葉司法書士会の研修に参加して以来、協同して活動することについては意見が一致しているが、研修の内容については手法も含めどのようなのが良いか精査が必要となる。実際の支援活動が開始されている関係上、改めて日程調整や講義準備に時間を取り、研修会の開催を進めるのではなく、今後東日本大震災の支援活動が落ち着いた後、災害時対応ワーキングチームの活動を再開した際に、方法論や内容も含め再検討することとしたい。この活動の提案のきっかけとなった千葉青年司法書士協議会の石川会長とも協議済み。

② 派遣会員向け被災地支援についての研修会参加

4月23日に開催。46名の参加。参加費の内、講師謝礼及び交通費精算後の金額を義援金・支援金として寄付することとしたい。

被災地支援における社会福祉士の専門性の活用の仕方についての講義の他、実際の被災地にて支援に携わった会員からの報告及び労務関係の保障や支援策についての講義を行った。

いわき市への支援について説明しご理解をいただいた上で、5月いっぱい支援シフトを作成した。

また、旭市の支援については、当日の段階で検討中であることを伝えた。

③ 支援活動を行う際に着用する会のベストなどの作成

千葉県社会福祉士の名前入り活動用ベストを作成し、1着2000円で販売中。共同募金への申請により、助成の対象になる可能性があるため、助成された際は支払った代金については返金もしくは義援金として寄付(どちらかを選択)させていただく予定。

④ 旭市への公的な支援

5月8日から具体的な支援活動が開始されている。詳細は次項。

⑤ 社会福祉士会独自の勉強会の開催

勉強会の必要性は感じているが、支援活動が開始している中で準備が困難である。今後災害時対応ワーキングチームの活動が再開した際に、司法書士との研修会と同様、手法や内容についても精査した上で勉強会を行える体制を整えることとしたい。

⑥ 司法書士会・弁護士会との合同相談会

5月14日に我孫子市にて被災者向け無料相談会を、千葉司法書士会の会

員と合同で開催した。発災から2か月が経ち、我孫子では液状化の被害にあわれた方の生活ニーズとしてはほとんど上がってくることはなかった。ただ、今後もこれまで以上に連携し、合同相談会を含め協働していくことで共通認識を持った。

2. 組織的な支援として

① いわき市支援について

いわき市災害救援ボランティアセンターに、4月8日から切れ目なく会員を派遣しているが、災害ボラセンとしての機能は果たしている状態になった(5月連休中には1000人のボランティアが来たが、マッチングできた)。そのため、5月31日をもって千葉県社会福祉士会のいわき市災害ボランティアセンターへの支援は一段落することとしたい。ただし、いわき市の市民の生活再建への支援であり、単純に災害救援ボランティアの支援ではないため、6月以降も断続的にはあっても支援を継続することとしたい。

② 旭市支援について

5月8日に飯岡小学校の避難所で無料相談を行った。14日、21日は避難所から仮設住宅等への移動が始まる中、地域包括支援センターと協力しながら見守り支援を行った。

今後は、現在旭市にて仮設住宅での相談見守り事業の体制について検討がされているため、その検討の様子を確認しながら地元の社会資源のサポート的な立場で支援を行っていくこととしたい。

3. 日本社会福祉士会より

4月27日の段階で、日本社会福祉士会の被災地支援活動において、千葉県社会福祉士会からの派遣実績は0件である。派遣会員のマッチングは日本社会福祉士会が行っているため、状況について確認。千葉県社会福祉士会会員の登録内容の内、活動可能期間について具体的な記述がなかったためにコーディネートできなかった、とのこと。

5、6、7月の「上旬、中旬、下旬」という区切りで活動可能な時期を明示できること、一回の派遣で5～7日行けること、相談支援業務に複数年就いたことがあり経験者である方という条件が、日本社会福祉士会の支援活動には必要となる。千葉県社会福祉士会で予備登録している会員に改めて通知し活動可能な方を募ったところ、5月17日付2名のみから回答有り。その2名分のみ日本社会福祉士会に派遣会員の登録を行った。

地域包括支援センター一部会報告事項

報告事項

高齢者虐待防止対策研修会（初任者・管理職むけ）

5 月 17 日 千葉県庁本庁舎 5 階大会議室にて研修を実施。

講師：千葉県社会福祉士会 2 名、千葉県弁護士会 1 名。

参加者：103 名

高齢者虐待対応標準研修のための「講師予定者研修会」について

3 月に大阪で予定されていた上記研修が東日本大震災の為中止となった。

6 月 25、26 日に再度開催することとなったが、前回申し込みを行った 4 名（岡本、小倉、朽名、山崎）が参加する予定。

相談事業部会報告事項

平成 23 年度第 1 回「福祉のしごと就職フェア・in ちば」の相談コーナーについて

平成 23 年 7 月 16 日 午後 1 時～4 時 幕張メッセ国際会議場にて開催。

例年通り夏と秋(2 回目は 10 月 15 日)の予定。

第 1 回目への相談コーナーへの派遣依頼が来たため、現在参加できる部会員を調整中。

[研修委員会]

研修啓発部会

【報告事項】

1、ジェイシー教育研究所

平成 23 年度 事業についての覚書について (別紙) 未締結

2、東京成徳大学 キャリアアップ特別講座 22 年度同で契約予定

社会福祉士国家試験対策に関する事業についての覚書

社団法人千葉県社会福祉士会(以下、「甲」という)と株式会社ジェイシー教育研究所(以下、「乙」という)は、社会福祉士国家試験対策に関する事業について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 模擬試験作成

甲は、乙が営業する社会福祉士国家試験対策のための模擬試験に関して、これを作成する。模擬試験に関する作成物とは、問題と解答解説を指し、その内容と方法についての詳細は、乙が作成する「模擬試験作成基準」に拠るものとする。

第2条 国家試験問題分析及び解答解説作成

甲は、社会福祉士国家試験問題に対する問題分析を行い、解答解説を作成する。その内容と方法についての詳細は、乙が指示するものとする。

第3条 費用および支払い方法

上記に係る費用および支払い方法は以下のとおりとする。

1. 模擬試験作成に関して 問題・解答解説は1問あたり 5,000 円
ただし、事例問題とそれに順ずる文章題の作成については 6,000 円

2. 模擬試験の営業実績に基づくロイヤリティについて

模擬試験の有料受験生*が 1,000 名を超えた場合に、乙は次の算定式にもとづき、甲にロイヤリティを支払う。

*精神保健福祉士の受験生を含む有効アカウント数をこれとみなす

$$\text{有料受験者数} (-1,000 \text{ 名}) \times \text{受験料 } 1,000 \text{ 円} \times 0.2 (20\%)$$

3. 国家試験問題分析及び解答解説作成に関して

問題分析について 1 科目あたり 5,000 円

解答解説作成については 1 問あたり 3,000 円

4. 支払時期・方法

支払時期は年度末とし、支払い方法については、甲乙協議の上決定する。

第4条 有効期間

この覚書は締結の日から発効し、期間は平成23年4月より1ヶ年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも何らの意思表示が無かった場合には、この覚書の効力は1ヶ年を限りに更新されたものとし、以後も同様とする。また、甲、乙の記載内容に変更のあった場合は、相手方に書面または口頭で通知することで有効に継続する。

第5条 違約解除

甲または乙が、本覚書に違背した場合は、甲または乙は、相手方に対して書面または口頭の通知をもって、本覚書の解除をすることができる。当該違約により損害が生じた場合、甲または乙は、違約した相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

第6条 その他

この覚書に定めのない事項については、相互信頼の原則に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成23年5月20日

甲 千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター4階
社団法人千葉県社会福祉士会
会長 神山 裕也

乙 千葉市中央区新田町10-15 誠寿ビル2F
株式会社ジェイシー教育研究所
代表取締役 御園 一成

平成 23 年度

第 1 回 ケアマネジメント部会議事録

日 時 平成 23 年 4 月 28 日 (木) 19:00~20:15

場 所 千葉県社会福祉士会事務局

参加者 水野谷・篠田・山口・矢野・吉田・矢島・押元・西沢・周藤

欠 席 染野・吉野・青木・丸・伊藤

議 題 1、「障害者自立支援法の改正 (仮題)」研修会について
2、「介護支援専門員受験対策講座」について
3、次回の部会開催予定

内 容

1、「障害者自立支援法の改正 (仮題)」研修会について

① 平成 22 年度の研修会の中止について (報告:周藤)

前回の部会で平成 23 年 3 月 20 日 (日) に開催することを決めた研修会は、講師の日程調整がつかず、開催できなかった。

② 平成 23 年度について

「障害者自立支援法」の改正や「障害者総合福祉法 (仮称)」をめぐる議論等制度改正の方向性を見極めつつ、平成 23 年 11 月または 12 月ごろに研修会を開催する。講師は千葉県庁の横山氏などを候補として交渉を行なっていく。

2、「介護支援専門員受験対策講座」について

① 日程

平成 23 年 8 月 20 日 (土)、8 月 21 日 (日)、9 月 3 日 (土)、9 月 4 日 (日)、9 月 17 日 (土) で開催。

② 会場

第 1 候補は「千葉県社会福祉センター 4 階会議室」、第 2 候補は「千葉県社会福祉センター 3 階会議室」。会場の確保は 3 ヶ月前からなので、最終的に確定するのは 6 月になる。チラシにはとりあえず「千葉県社会福祉センター 4 階会議室 (変更あり)」と印刷し、変更があれば後日、受講生に通知する。

③ 講師について (予定)

8月20日(土) →水野谷繁氏 8月21日(日) →林房吉氏

9月3日(土) →後藤佳苗氏 9月4日(日) →矢野明宏氏

9月17日(土) →井田英宏氏

④ 受講料について

8月20日(土) 8月21日(日) 9月3日(土) 9月4日(日) を全て受講する場合は、18,000円とする。1日だけ受講することも可。8月20日(土) →5,000円。8月21日(日) →5,000円。9月3日(土) →5,000円。9月4日(日) 5,000円。

9月17日(土) の受験直前対策も 5,000円とする。

9月4日(日) 午後の模擬試験と解説のみ受講する場合、6,000円とする。

⑤ 当日スタッフについて

8月20日(土) : 押元、篠田、(伊藤または吉野)

8月21日(日) : 吉田、周藤

9月3日(土) : 吉田、周藤

9月4日(日) : 矢島、山口、西沢

9月17日(土) : 矢野、西沢氏

⑥ その他

急いでチラシを作成し、平成23年5月の総会議案書と一緒に発送する。

「講師と会場は変更になる可能性があります」「(財)長寿社会開発センター『五訂介護支援専門員基本テキスト全4巻』を当日**必ず**持ってきてください。会場での販売・貸与等はいたしません」とチラシに明記する。

当日は、講師の駐車場を確保する。講師用のピンマイクを用意する。

3、次回の部会開催予定・・・

平成23年10月ごろ。日程調整は後日行なう。

「分かりやすい！」と大好評！！

千葉県社会福祉士会

介護支援専門員受験対策講座

各分野のプロが教える！合格への確実なコース！

主催：(社)千葉県社会福祉士会・ケアマネジメント部会

※受講料は、1日5,000円です。(講師と会場は事情により変更になる場合があります。)

4日間全て通して申し込まれた方は、セット料金で4日間18,000円となります。

日時	会場	内容等	講師(予定)	申込コード
8/20(土) 9:00~17:30	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室	介護支援分野 (制度論Ⅰ)	介護支援専門員・社会福祉士 水野谷 繁 氏	A-1 (5,000円)
8/27(土) 9:00~17:30	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室	福祉サービスの 知識等	介護支援専門員・社会福祉士 林 房吉 氏	A-2 (5,000円)
9/3(土) 9:00~17:30	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室(予定)	保健・医療サー ビスの知識	介護支援専門員・保健師 後藤 佳苗 氏	A-3 (5,000円)
9/4(日) 9:00~12:30	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室(予定)	介護支援分野 (制度論Ⅱ)	介護支援専門員・社会福祉士 矢野 明宏 氏	A-4 (5,000円)
13:15~16:45		模擬試験と解説	※	※

※ 9月4日(申込コードA-4)の講座を申し込まれた方は、午前の講義と午後の「模擬試験と解説」を通してどちらも受講できます。

※ 「五訂介護支援専門員基本テキスト全4巻(長寿社会開発センター平21年6月発行)」を必ずご持参ください。講義中このテキストを使用します。会場での販売・貸与等はいたしません。

※ お時間のない方は、「模擬試験と解説」のみ、受講料6,000円で参加できます。

9/4(日) 13:15~16:45	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室(予定)	模擬試験と解説	介護支援専門員・社会福祉士 矢野 明宏 氏	Bコース (6,000円)
-----------------------	--------------------------	---------	--------------------------	------------------

※ 「受験直前対策」を別日程でご用意しています。受講料は5,000円です。

9/17(土) 9:30~16:00	千葉県社会福祉センタ ー4階会議室(予定)	受験直前対策 (各種制度論等)	介護支援専門員・社会福祉士 井田 英宏 氏	Cコース (5,000円)
-----------------------	--------------------------	--------------------	--------------------------	------------------

【申込方法】 ◆下記の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX、郵送またはメールで事務局までお申込ください。
 (FAX、郵送で申し込まれた場合は、必ず届いているか確認のお電話をお願いいたします。メールで申し込まれた場合は、事務局より返信メールをいたします。)

【お支払い方法】 ◆お電話またはメールで受付確認ができましたら、郵便局にそなえつけの払込票により受講料を下記の口座へお振込みください。恐れ入りますが振込手数料は各自でご負担ください。
 ◆入金の確認がされ次第、受講票を送付いたします。

振込先	ゆうちょ銀行
口座番号	00170-0-713799
加入者名	社団法人 千葉県社会福祉士会
通信欄	介護支援専門員受験対策講座 A-〇、〇コース(申込コードをお書き添えください。)

※定員になり次第締め切ります。定員は各講座とも70名です。
 【締切・入金期日】 ◆入金期日は、A-1、A-2は8月5日(金)、A-3、A-4、Bコースは8月19日(金)、Cコースは9月2日(金)とさせていただきます。
 ◆入金期日までにお振込いただけなかった方はキャンセル扱いとなります。
 ※ホームページ(<http://www.cswchiba.com/>)をご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

【注意事項】 ◆本講座は、「五訂介護支援専門員基本テキスト全4巻(長寿社会開発センター平21年6月発行)」を用いて行ないます。講師はこのテキストに基づき、講義をすすめますので必ずご持参ください。なお「五訂介護支援専門員基本テキスト全4巻(長寿社会開発センター平21年6月発行)」は最新版のワインカラーのテキストです。ご注意ください。
 ◆昼食をご持参いただくか、または当日、業者に注文できます。ゴミはお持ち帰りとなります。
 ◆会場・講師については、都合により変更する場合がございますのであらかじめご了承ください。

【キャンセルについて】 ◆各講座とも10日前までにキャンセルのご連絡をいただいた場合は、ご返金いたします。お振込みにて返金いたします。振込み手数料は差し引かせていただきますのでご了承ください。キャンセルの場合、FAXまたはメールにて、氏名・ご連絡先・申込コード・返金先の銀行口座を記載の上、事務局へ送信ください。

【申込先】 社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3千葉県社会福祉センター4階
 TEL:043-238-2866 FAX:043-238-2867
 E-mail: office@cschwchiba.com

(社)千葉県社会福祉士会 介護支援専門員受験対策講座 申込用紙

氏名	
住所	
電話(連絡のつきやすいもの)	
ご希望の講座の申込コード (マル〇をつけてください)	A-1・A-2・A-3・A-4 Bコース(模擬試験と解説のみ) Cコース(受験直前対策)
受験基礎資格	社会福祉士・介護福祉士・看護師 その他()

健指 第 181 号

平成23年4月15日

社団法人千葉県社会福祉士会
会長 神 山 裕 也 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
(公印省略)

平成23年度介護サービス情報公表事業の実施について (通知)

このことについて、平成23年度介護サービス情報公表事業における貴調査機関の調査予定件数について、下記のとおり通知します。

記

1 調査予定件数 310 件

実施予定件数は、現時点の概数です。後日、指定情報公表センター（県社協）から具体的な調査事業所をお知らせしますので、御承知願います。

2 承諾書の提出

上記調査予定件数について御承諾いただける場合は、別添承諾書を5月20日（金）までに当課あて提出くださるようお願いいたします。

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
(調整指導室) 担当：飯田、中田
〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
電話 043 (223) 2351
FAX 043 (222) 6294
E-mail hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

平成23年度
介護サービス情報の公表制度における指定調査機関向け事業説明会次第

日時 平成23年5月24日(火)
午後2時00分から
場所 千葉県社会福祉センター
3階会議室

○挨拶

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 佐川調整指導室長

○説明事項

- 1 千葉県からの説明(千葉県)
- 2 平成22年度事業報告について(公表センター)
- 3 平成23年度事業実施計画について(公表センター)
- 4 その他

<配布資料>

- 資料1ー平成23年度及び平成24年度以降における介護サービス情報公表について
- 資料2ー介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要
- 資料3ー平成22年度千葉県介護サービス情報公表センター事業報告
- 資料4ー平成23年度介護サービス情報公表事業実施計画
- 資料5ー平成23年度千葉県介護サービス情報公表計画
- 資料6ー平成23年度千葉県介護サービス情報公表事業関連業務委託契約について

平成23年度及び平成24年度以降における介護サービス情報公表について

平成23年5月24日
千葉県健康福祉部健康福祉指導課

1 平成23年度事業計画について

介護サービス情報公表については、平成24年度の介護保険法の見直しの中で、大幅な制度見直しが図られる予定となっているところであるが、「平成23年度については法改正前であることから、基本的には現行制度による運営」という国の方針どおり、千葉県においては平成22年度と同様の運営を行うこととする。

〔※ 現行の制度運営が困難な場合、経過的運用が可能だが、千葉県においては、現行の制度運用が可能であるとの判断による。〕

【留意点等】

- ① スムーズな制度移行のため、平成23年度の調査・公表は、年度内に終了するものとする。
- ② 平成24年3月の新規指定事業所について、年度内に終了することが難しい面もあるため、今後、取扱いについて検討したい。

2 平成24年度以降の介護サービス情報公表制度について

厚生労働省は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出しており、法案が可決されれば、情報公表制度においても、平成24年4月1日から、大きく制度が変わることとなる。

【主な改正点】

- ① 調査実施の義務付けの廃止
- ② 都道府県知事が必要と認める場合に調査を行うことができる
- ③ 調査・公表に係る手数料の規定削除

以上のことから、平成24年度以降の制度運用について、県において新たなルール作りが必要となり、現在、他の都道府県の動向を踏まえ検討を進めているが、決定次第、情報提供を行うこととしたい。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成24年4月実施予定）を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。

※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の实情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

平成23年度介護サービス情報公表事業実施計画

平成23年5月24日

千葉県介護サービス情報公表センター

1 事業の流れ

- (1) 事前準備
- 調査対象事業所の把握 (5月上旬)
 - 23年度調査票のHP掲載 (5月下旬)
 - 調査対象事業所への通知 (6月上旬) 1日～3日ほど通知
 - 指定調査機関への割り当て (6月下旬) 6/30までに通知
 - 公表センターと指定調査機関との委託契約 (6月下旬) 6/30までに提出
 - 年間調査計画・年間訪問計画の作成、提出 (7月15日締切)
- (2) 調査実施
- 調査票の配布→回収→内容確認→訪問調査→調査結果まとめ
 - 公表センターへ報告 (WEB報告) (6～2月) 実際は7月8月分5ヶ月3月には必ず終わらせる
 - 公表手数料を事業所から徴収→公表センターへ振込み (7～3月)
 - ※新規事業所の基本情報→公表センターへ報告 (WEB報告) (7～2月)
- (3) 公表委託料
- 公表システムへの掲載 (6～2月)
 - 委託料の支払 (11月・3月)

2 調査計画 (資料⁵「平成23年度千葉県介護サービス情報公表計画」参照)

(1) 基準日：平成23年4月1日 計画策定日：平成22年5月

(2) 調査対象サービス

35サービス (細分ベースで50サービス)。

※別紙1「平成23年度介護サービス情報公表の対象サービス」参照。

(3) 調査対象事業所

- 基準日前1年間の介護報酬が100万円を超える事業所 (サービス単位。利用者負担分を含む)。
- 本体サービスと予防サービス等の指定を受けている事業所において、本体サービスが対象となっている場合、予防サービス等が100万円以下であっても予防サービス等も対象となる。

- 本体サービスと予防サービス等の指定を受けている事業所において、本体サービスが対象外となっているが、予防サービス等が100万円を超えて対象となった場合は、本体サービスも対象となる。
- 本体サービスと予防サービス等の指定を受けている事業所において、本体サービスが対象外、予防サービス等も100万円以下で対象外の場合は、本体・予防サービス等ともに対象外となる。

※ 特定福祉用具販売（介護予防を含む）については、償還払いサービスであるため、国保連からデータ提供がない。そのため、対象外である場合は事業所が免除申請（特定福祉用具販売事業所等における対象外届一別紙様式第2号）を提出することになる。

ただし、特定福祉用具販売（介護予防を含む）、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を同一所在地で実施している場合において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与のいずれかが介護報酬100万円以上で対象となっている事業所は対象となる。

※ 休廃止する事業所は対象外となるが、休廃止届提出の有無を確認のうえ、「介護サービス事業者状況報告書」（別紙2）を公表センターに提出すること。

なお、今年度も、県から提供された休廃止情報を定期的に指定調査機関にも連絡する。（既に調査機関から連絡済みの事業所には目印をつけるなどして区分けする）

※ 事業所番号変更事業所の取り扱いについて

事業所番号変更事業所とは、事業所所在地の市外移転による変更届の受理により、事業所番号が変更となった事業所であるが、指定日は旧事業所番号の指定日のまま変更はされず、事業は継続扱い（基本情報・調査情報が必要）となるので留意すること。

当該事業所の対応として、調査機関は、公表センターが配布した調査対象事業所のリストに基づき、事業所番号が違ってないかを必ず確認し、事業所番号がリストと異なる場合は、公表センターに連絡すること。

（4）調査票の構成

本体サービスと同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の場合は、同一報告・同一調査となる。

※別紙3「平成23年度調査票の構成と手数料」参照。

【基本情報】 サービス単位ごとに記載する。

【調査情報】 各項目についてサービスグループ単位であり、原則として本体サービスについて記載する。

(5) 訪問調査について

①事前準備

23年度WEB報告システムを使い、報告された事業所の基本情報・調査情報を取り出す。(エクセル調査票)

②調査方法

サービスグループ単位で調査を行う。

【共通項目】

調査時における材料の確認は、原則本体サービスにおける材料の確認によること。

【予防サービス等単独項目】

予防サービス等特有項目にかかる材料により確認すること。

【調査方法の簡素化】

調査情報の中で「確認のための材料」としてマニュアルや規程の有無を訪問調査時に確認することになっているが、前年度の調査結果が「あり」で、今年度の事業所からの報告も「あり」だった場合は、訪問調査時にマニュアル等の確認は行わない。

※ 該当するマニュアル・規程の項目については、調査票様式で確認すること。WEB報告システムでは薄い黄色の網掛けで表示されている。

※ 昨年度から事業所においても、訪問調査において確認を行わない項目のデータ欄に「不要」と表示されたエクセル調査票が出力できるようになった。ただし、表示するためには、調査票を公表センターに提出し、公表センターで受理が完了している必要があるので留意すること。

なお、「不要」の表示はエクセル調査票のみ表示され、WEB報告システムの画面上は表示されない。

◎本件について、各調査機関からも訪問調査を実施する事業所に対して事前に説明すること。

③調査員

次の要件に該当している調査員1名以上で訪問調査を行う。

【調査員の要件】

- a 県の登録名簿に「介護サービスに関する知識をあらかじめ有するもの」として登録されている調査員
- b 介護サービス情報公表の訪問調査として次のサービス提供事業所にそれぞれ訪問調査を行い、合計10事業所以上の訪問調査を行った経験のある調査員
 - 居宅介護支援事業所
 - 居宅サービス事業所
 - 施設サービス事業所

※調査機関で備え付けてある台帳に記載があること。

(6) 調査結果報告

23年度WEB報告システムを使い随時報告すること。

3 手数料 (別紙3参照)

(1) 調査手数料 1件 14,500円 *前年と変わらず*
～ 19,800円 (調査手数料は全額調査機関の収入)

(2) 公表手数料 1件8,800円 (公表手数料は公表センターの収入)

※公表手数料の徴収は指定調査機関に委託する。

事業所は、調査手数料と公表手数料を併せて指定調査機関に支払う。

指定調査機関は、預った公表手数料をまとめて毎月公表センターに入金する。

4 委託業務

(資料)「平成23年度千葉県介護サービス情報公表事業関連業務委託契約について」参照)

事業の効率的な運用を図るため、公表センターが行う次の業務を指定調査機関に委託する。

(1) 委託業務の内容

- 担当する事業所のID、パスワードの管理・再発行及び事業所に対するWEB報告システムの説明 (ID、パスワードの事業所への連絡は、公表センターから6月上旬に通知予定)
- 調査票の事業者への送付、回収、基本情報の内容確認、この業務に伴う照会回答
- 調査票の電子データ化 (紙→WEB代行入力、Excel→WEB代行入力)
- 公表手数料の徴収

※公表手数料の納付方法について

①【指定調査機関】

訪問調査が終了し、調査結果をWEBシステムで報告済みの事業所を記載した「千葉県介護サービス情報公表調査結果等報告書」（別紙4）を作成し、翌月5日までに電子メールで公表センターに提出する。

②【公表センター】

提出された「千葉県介護サービス情報公表調査結果等報告書」に基づいて事業所の調査結果を公表するとともに、指定調査機関に対し公表手数料の請求書を発行する。

③【調査機関】

請求書に基づき公表手数料を当月末日までに公表センターの指定口座に入金する。この際、支払いが遅れる事業所がある場合は、下記により公表センターに連絡する。

④【公表センター】

請求金額と指定調査機関の支払金額を確認し、支払いがない事業所の公表を取り消す。

【公表手数料の支払いが遅れる事業所について】

- 指定調査機関は、事業所番号・事業所名・サービス名・金額を電子メールで公表センターまで連絡する。
- 指定調査機関は、当該事業所からの支払いがあり次第、公表センターの指定口座に入金する。なお、翌月の請求書作成時までに公表センターで入金を確認できない場合は、翌月の請求金額に未払い分を合算して請求する。
- 事業所からの支払いを確認次第、再度公表する。

※基本情報の内容確認について

原則として事業者の責任において作成するものであるが、記入漏れ及び明らかな記入ミスについては事業者に対して内容を確認する。

なお、次の事項については記入ミスが多いため内容確認の際に留意すること。

<本体サービス・介護予防サービス>

1 事業所を運営する法人等に関する事項

- ①「ホームページアドレス」→メールアドレスではなくホームページアドレスを記入する。
- ②「法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス」→当該報告をする事業所を含めて記入する。
- ③「主な事業所等の名称」→主な事業所の名称及び所在地について1つ記入する。

④「介護予防支援」→地域包括支援センターを行っている事業所のみ「あり」となる。地域包括支援センターより予防プラン作成の委託を受けて実施している場合は「なし」となる。

2 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

①「指定の更新年月日」→指定の更新を受けた直近の年月日を記載する。なお、報告時に指定を受けたことのない事業所は当該指定を受けた年月日を記載する。

3 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

①「常勤換算人数」→実人数の記載はあるが、常勤換算人数がすべて「0」で記入している場合がある。「常勤・専従」の人数以上となっているか確認する。

②「従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数」→前項目の職種別の従業者の数（実人数）と一致しているか確認する。

<介護予防サービス>

2 介護予防サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

①「事業の開始（予定）年月日・指定の年月日・指定の更新年月日（直近）」→介護予防サービスの場合は2006年4月1日以降となる。

3 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項

①「従業者の当該報告に係る介護予防サービスの業務に従事した経験年数等」→介護予防サービスの経験年数を記入する（介護サービスの経験年数を合算しないこと）。

4 介護サービスの内容に関する事項

①「介護予防サービスの利用者への提供実績」→上段には「記入年月日の前月」を記入する。

例)「記入年月日：平成23年8月20日」の場合、「平成23年7月」と記入する。

(2) 委託方法

○1件当たりの単価契約を各指定調査機関と締結する。

○毎月報告があったものを半期ごとに実績報告書（11月・3月の2回）にまとめて公表センターに提出。公表センターが確認後、委託料の支払を行う。

5 年間調査計画・年間訪問計画の作成

調査対象事業所の割り当てについては、県が決定する割当数に沿って、公表センターが調査対象事業所の割り当てを行う。

なお、地域ごとの割り当ては行わず、調査は全県を対象とする。

- 調査手数料はサービス区分により差があるため、全体のバランスを考慮して割り当てを行う。
- 公表センターからの割り当て事業所一覧表の配布は6月下旬を予定。
- 年間調査計画・訪問計画の作成を行い公表センターに提出。(7月15日締切)

I ぱあとなあ千葉運営委員会の報告

5月運営委員会議事録

平成23年5月18日

出席：鈴木、櫻井、吉田、片野、中山、福島、辻村、出口、石山、田中

欠席：朽名、篠田

記録：石山

1. 第10回理事会報告（4月17日開催） 報告：吉田

2. 各担当から

①研修

a) ぱあとなあ千葉サポート

アンケート集計は別紙のとおり。

開催日を第三土曜日に固定しないで欲しいという意見を受けて

→ 奇数月を第三、偶数月を第二

前期を第三、後期を第二 という意見が出たが今後の課題とする。

b) 登録員研修

6月18日（土）13：30～開催

内容は、出口さんの体験発表を30分程度して貰った後、グループ討議。

グループには運営委員がチューターとして入る。

昨年度は第1回の参加者が54人、第2回目が33人。35人集まるとして、グループは5つ程度に分ける。

1時間の討議の後、1人ずつ感想等を発表して貰う（集まった人数や時間配分を考慮し、1人ずつの発表が無理な場合は臨機応変に対応）

当日参加できる委員：吉田、中山、福島、片野、鈴木、出口

②被災地支援

活動のリーダー：犬伏、鈴木（将）、川島、櫻井

三役・・・いわき市の支援がメイン。今月中で終了予定。

旭市の支援を今後どうするかを相談中。仮設住宅入居後に様々な問題が出ると予想される。補助申立ても増加すると予測。後見人を受任できる人材が少ない地区なので、市民後見人の活用も考慮する・・・リーダー：吉田で進める。

厚生労働省から、被災された高齢者の対応について通知が出されている。

内閣府からは、被災者に対するQ&Aが出ている（Ex お金や手続き方法等）。

③電話相談研修

電話相談員の中には、相手に不満を与えてしまう対応があるようである。

→ 早めの研修が必要である。

申し送りが的確でない、相談員によって答えが異なる、などが課題。

電話相談研修を受講した人が電話相談を受けるようにする。資質の向上を図る。

申し送りの方法をファイルに綴じてあるので、読んで欲しい。

電話相談員研修 → 6/18（土）16：00～17：30 実務的内容で

④法人後見

Nさんの報告を最近の理事会では行っていない→今後、毎回報告するように。
個人情報なので、理事会で報告するのはおかしいのではないかと？

→ 法人後見なので、理事全体が責任を持つものであり、知る必要がある。

⑤コーディネート

4, 5月で22件の依頼。

半分以上が市長申立て。報酬が得られるかどうか不明な案件が増加。

地区では、市川、船橋、一宮が多い。

電話相談との連携を図り、迅速なコーディネートを実施したい。

⑥広報

次回発行予定・・・7/15 原稿締切・・・6月末日

- ・千葉サポートについて（アンケート集計を含めて）・・・出口
- ・都道府県ぱあととあ担当者会議（6/19開催予定）・・・鈴木
- ・登録員研修（6/18開催予定）・・・中山（参加者2名に感想文を依頼する）
- ・震災支援・・・櫻井
- ・本の紹介等

⑦会計

半期まとめでの支払いを原則としたい。上期の支払いは10月に行う予定。

事務局からの支出報告や運営委員についての支出はデータがあるので計算できるが、それ以外は申告がないと分からないので、申告して欲しい。

予算は、23年度のもので実行する。

⑧渉外

我孫子地区で司法書士と合同の相談会を実施。

3. 2011年度成年後見人養成委託集合研修

受講者リスト、別紙参照。27人で決定（申込みは28人）。

- ・基礎研修を未受講の人1人→今年度の基礎研修は7/30であり、この研修初日に間に合わないので受講不可とする。
- ・申し込み期日を過ぎていた方→震災の影響という理由なので、受講可。
- ・会費未納と記載されている人1人→何の会費が未納なのか、事務局に確認した結果、準登録員会費とのことであり、受講可とする。

講師・・・グループワークのチューターは除き、コマを担当する人は連続2回までとする
ことを原則にする。

別紙参照。

講師依頼について事務局と連絡をとる・・・石山

事前に運営スタッフミーティングを開催する・・・7/9（土）15：30～17：30

テキストについて

成年後見実務マニュアルの改訂版が出ている。

テキストの手配、受講生へのテキスト案内を行う。

事前ガイダンスについて

本部からは、研修開催事前に受講生を集めて実施しても構わないと言われているが、千葉では実施しない。簡単なガイダンスを別紙に記載して事前に郵送する。

ガイダンスは、例年通りに初日の最初に行く。

懇親会について

例年、1時間では短いとの声がある。「きせい」と相談してみる・・・出口

- ※ 6/19に2011年度都道府県ぱあとなあ担当者連絡会議が開催される(2名程度参加)
参加者は、ぱあとなあ運営に中核的に参画している人を要望とのことで運営委員長、副委員長が好ましい。
鈴木、吉田、櫻井で参加したい。3名出席できるか本部に確認する(確認の結果可能)。

次回運営委員会 7/9(土) 13:30~15:30

II 2011年度 第1回 委託集合研修連絡調整会議

日時: 5月15日(日) 11:00~17:00

出席者: 鈴木、出口(他に20都道府県から26名出席)

内容: ① 2011年度委託集合研修ガイドライン

② ぱあとなあ担当講師の進め方

③ 演習の進め方

④ 研修運営の個別相談

今後はこの集合研修終了後のフォローUP研修も実施したいとのこと。

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 会員田村俊道さん主催チャリティ福祉講演会 5月8日
- ・ 成年後見センターしぐなるあいず 成年後見人制度講演会 6月11日

○ 来賓依頼

- ・ 千葉県介護福祉士会 平成 23 年度第 1 回総会 5月29日 櫻井副会長

○ 講師派遣

- ・ 船橋市肢体不自由児者と父母の会わかば 成年後見制度講座 5月25日 鈴木勝英
- ・ 千葉県福祉ふれあいプラザ 県民講座 6月15日, 6月29日, 7月13日, 7月27日
染野貴寛、山口利史、古澤 肇、瀧澤孝悦

○ 講師依頼

- ・ 千葉県高齢者虐待防止研修会 5月17日 濟木昭宏、須田 仁、宮間恵美子

○ その他

- ・ (株) NEXTEP 成年後見人制度取材依頼 5月13日 犬伏謙介、大藤康弘、川島隆太、和田加奈
- ・ 千葉県社協 23年度介護サービス情報公表事業説明会 5月24日 川島隆太、事務局峰島
- ・ 千葉県社協 23年度第1回理事会 5月30日 神山会長
- ・ 千葉県社協 第1回福祉のしごと就職フェア 7月16日 相談コーナー協力依頼 未定
- ・ 千葉県 23年度介護サービス情報公表事業の実施予定件数通知 310件

**** 会員情報 ****

5月1日現在 正会員:1,163名 (新入会:23名、転入:2名、転出:4名、退会:7名、)

➤ 5月本部会員情報より

平成 23 年度第 2 回理事会議案資料

議案 1 平成 23 年度第 1 回総会議案に関する対応について

※理事会において口頭にてご説明いたします。

議案 2 内閣府パブリックコメント『「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方に関する意見募集』への対応について

下記の内容を web フォームにより意見提出することについて、理事会の承認を求めます。

【参考資料】(3 ページ後以降参照)

「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について (主査提案)

【意見提出内容 (案)】

<氏名>千葉県社会福祉士会会長 神山裕也

<該当箇所 1>

2 ページ 31 行目

「資格保持者の能力の有効活用」に対する意見

<意見>

担い手としての資格の中に「社会福祉士」を明記していただきたい。

<理由>

今後の被災者支援における重要な視点の一つとなる地域づくりと地域による支え合い (コミュニティケア) は本来的に社会福祉士の専門領域であり、実践現場において (主に社会福祉協議会等の中で) それを担っている有資格者も多い。また、今後成年後見人等の需要が増えることが予想される中で、その担い手およびコーディネーターとしての役割においても、これまでの実績を活かす事が出来る。

担い手として明確に位置づけられることにより、より専門性を発揮しやすくなり支援に貢献し易くなるものと考えます。

<該当箇所 2>

4 ページ 1 行目 および 9 ページ 6 行目

「新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設」および「現行制度の下で実現可能な取組等<地方自治体に関するもの>」に対する意見

<意見>

4 ページについて、既存の公共団体、公益法人もその多くが被災者支援において主体的に活動している事実を認め、意図的に外すような印象を受ける表記は改めていただきたい。同時に 9 ページに掲載されている地方自治体からの公共サービス委託先としても、既存の公共団体、公益法人を積極的に選択出来るよう明記していただきたい。

<理由>

「新しい地域づくり」支援拠点創設の考え方自体はこれからの被災者支援において極めて有意義なものとするが、運営三原則として示されている中に既存の公共団体および公益法人の多くが除かれている。

地域の団体を包括したプラットフォームの構築は社会福祉協議会の本来の役割であり、被災地においても既に災害ボランティアセンターの設置を始め関係団体との連携を開始している。もしその機能が十分に発揮されていない地域があるとしても、他の団体をその役割に据えるのではなく、法の趣旨に基づき社会福祉協議会がその本来機能を担わせるべく条件整備と支援を行うべきである。

その次の段階としても、「被災者の生活や被災地の復興に関する様々な課題に対し、きめ細かく、ワンストップで対応する」事を目的とするのであれば、社会福祉協議会を中心としつつ、そこに協力する団体は設立形態に拘るのではなく、そこに関わる意志と実際の対応力を持つ組織で有ることを重視するべきである。

縦割りによる縄張り争いを脱し、多様な担い手を認めてこそ「新しい公共」の主旨が実現するものとする。この多様な担い手には、当然 NPO だけではなく既存の公共団体および公益法人も含まれる。

既存公益法人においても、既に被災者支援として被災地において災害ボランティアセンターの運営に協力し訪問、アウトリーチ機能まで協力を開始している団体もあり、またこれまで培ったノウハウを活用しコミュニティにおける新たな見守り支援の提案している団体もある。

実例として、東北三県以外の団体であるが以下の3例を挙げる。

(事例1) 社団法人千葉県社会福祉士会は福島県いわき市において災害ボランティアセンターが本格稼働した当初から運営に協力し、その活動は平成23年4月7日から5月末まで約2ヶ月間、のべ102人に及ぶ。支援内容はボランティアセンターの運営体制への助言に始まり避難所アウトリーチ機能の組織化を提案、現時点で行政と社会福祉協議会との避難所退所後のアウトリーチ体制協議に参加し具体的提案も行っている。

(事例2) 公益法人によるコミュニティ支援の実績として、厚生労働省のモデル事業である「安心生活創造事業」において、主に社会福祉協議会が受託する中で千葉市においては社団法人千葉県社会福祉士会が受託し、地域における新たな地域見守り支援体制の構築と民生委員等の既存社会資源との連携、そして一般企業も含めたネットワーク形成を担っている。

(事例3) 「新しい公共」推進会議震災支援制度等ワーキング・グループ会議の中において、委員資料として示されていた千葉県の「中核地域生活支援センター」も、多くは既存の社会福祉法人が担っており、個別支援の相談援助に留まらず地域社会資源のネットワーク化と連絡調整も担っている。

以上の3例から、9ページに掲載されている地方自治体からの公共サービス委託先として

も、既存の公共団体、公益法人がその役割を担う事が可能であり、地方自治体が積極的に
選択出来るよう明記することを求める。

<該当箇所 3>

8 ページ 1 行目

「現行制度の下で実現可能な取組等」に対する意見

<意見>

公益法人についても、「災害救援活動」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、
いわゆる災害救援活動を行うことは妨げられないことを明確にしていきたい。

<理由>

公益法人等について、「災害救援活動を新たに行う際、多くの場合は定款に定めた目的や事
業の範囲内であると考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能」と明記されている
点については前向きな評価として歓迎するが、一方で定款変更が必要な場合についても示
されている。その基準が明確ではないため、所管の官庁によって判断に差が生じる虞があ
る。今回の震災被害の規模と公益法人等の使命に鑑み、定款に明記していない場合であっ
ても災害救援活動を行うことは妨げられないと明示し、全国統一の対応を図っていただき
たい。

「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について
(主査提案)

5

「新しい公共」推進会議
震災支援制度等ワーキング・グループ 主査

10

本年3月11日に東日本を襲った大震災により、我が国は多くの尊い人命を失い、多くの方々が貴重な生活手段をなくした。被災地における復旧・復興への道程は長く険しいものになることが見込まれるが、全国民が心を一つにしてこれに立ち向かっていく気運も広がっている。

15

企業、NPO等様々な団体の活動、国民一人ひとりの善意の寄附やボランティア活動など、「新しい公共」が今回の大震災からの日本の再生に向けて果たす役割は極めて大きい。こうした「新しい公共」の力は、被災地を中心に全国各地において、日々の国民の生活や企業・団体等の活動の現場で広がっており、それが日本社会の新しい姿での再生に大きく寄与していくことが期待される。

20

こうした動きを後押しし、今回の大震災による被災者支援活動や、被災地における今後の復旧・復興活動に向けて、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、見直すべき制度や積極的に構築すべき仕組み等について、活動現場からの視点に立ち、以下のとおり提言としてとりまとめた。

25

提言の中には、法律や政令等の改正を必要とするもの、法令の改正がなくても予算措置による支援があれば実現可能であるもの、法令の改正や予算措置がなくても担い手の意欲次第で大きな広がりが期待できるもの等、多様なものが含まれている。

30

法令の改正を必要とするもの、国の新たな予算措置を必要とするものを含め、国による対応が必要なものについては、関係する府省において、各提言の具体化に向けた検討を積極的に進め、可能なものからできる限り早期に実現するよう対応されることを期待する。

35

一方、これらの必要がないものについては、本提言に示されたアイデアを基に、「新しい公共」の各担い手が、必要に応じ相互に連携しつつ、自らの創意工夫を加味して、積極的に新しいプロジェクトとしての仕組みを形成していくことを期待する。

なお、国の予算措置による支援が必要な場合、必要に応じ「新しい公共」支援事業のスキームを活用することが考えられる。

1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備

(1) NPO法人の事業報告の提出等の期限の延長

- 5 □ 今回の震災以降に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により一律に履行義務を6月末まで免責することとされているところであるが、こうした期限については、義務の内容ごとに実情に応じて、さらなる必要な延長措置を検討する。今回の震災により被害を受けたNPO法人、被災者支援を行っているNPO法人の事業報告の提出等の期限については9月末とする。
- 10 5 また、今回の震災により被害を受けておらず履行義務の免責が適用されないが、被災者支援のために止むを得ず事業報告書等の提出が遅れる可能性のあるNPO法人からの相談については、所轄庁が適切な助言を行う。

15

(2) 公務員によるNPO活動への参加の促進

- 20 □ 被災者支援活動や復旧・復興活動においては、被災地において活動するNPO等に国家公務員・地方公務員等が参加し、組織の壁を超えて互いのノウハウを有効に活用することが望ましい。

このため、国家公務員が一定期間、NPO等において被災者支援活動や大震災からの復旧・復興活動を行う場合に休職を認めることとし、研究休職と同様に給与の一定割合を国から支給することができるよう、人事院規則を改正する。

25

- 30 □ 同様に、地方公務員についても、上記の国家公務員と同様な休職制度を条例により設ける。また、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づきNPO等への職員の派遣を行う場合に、地方自治体から給与を支給できるよう条例で定めることにより、人事交流を促進する。

35

(3) 資格保持者の能力の有効活用

- 看護師、カウンセラー、介護福祉士等資格を持った退職者等を現地のニーズに応じて幅広く募集し、NPO等の「新しい公共」の担い手が、その専門知識や能力を有効活用できる仕組みを設けることが望ましい。

厚生労働省と内閣官房ボランティア連携室等が協力し、NPO等のニーズと雇用条件を集約し、一元的に全国に参加を呼び掛ける。また、一定期間実務から遠ざかっていた資格保持者を対象に、必要な研修の機会を提供する。

- 5
- 被災地のNPO法人等（被災者支援NPO法人等を含む）の経営相談のニーズに応えるため、中小企業診断士の資格の更新要件とされている実務補修に、被災地のNPO法人等の経営相談を行った場合も、当該実務補修時間として認めるよう関係する規則を改正し、中小企業診断士の自発的な貢献を促進する。

（4）被災地における移動手段の確保

- 10
- 被災地において、NPOや個人のボランティアが、被災者等を車輦に乗せて移動する際に、実費程度の料金を徴収したり、好意に対する謝礼を受け取ることは、道路運送法上の許可を得なくても可能である。

15

これに加え、被災により車輦が不足しているタクシー事業者が事業用でない車輦を利用して事業を行ったり、NPO、ボランティア、被災者等が乗合形態での移動サービスの提供を行うことを認めるなどにより、被災地における移動手段の不足に適切に対応する。

（5）被災者支援活動等を対象とする表彰制度の創設

- 20
- 今回の大震災を受けた被災者支援活動、被災地の復旧・復興に向けた活動等に関する政府の表彰制度について検討する。その中で、「新しい公共」の考え方に沿った活動に関する部門を設け、顕著な貢献があった個人、企業、団体等幅広い「新しい公共」の担い手を、被災地及び全国からの推薦を受けて表彰する。

25

30

35

2. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり

(1) 新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設

- 5 □ 被災者の応急的な生活支援に加え、中期的な生活の復興・自立に向けた支援も念頭におき、被災者の生活や被災地の復興に関する様々な課題に対し、きめ細かく、ワンストップで対応することのできる包括的な支援センターが、被災地域ごとに存在することが望ましい。

10 このため、行政による個別分野ごとの支援を有機的に結び付け、且つそれらの隙間を埋めるものとして「復興推進・生活支援センター（仮設）」を被災地域ごとに設置する。同センターの運営は、次の3点を原則とする。

- 15 ① 被災者主体・被災者主導で行うこととし、できる限り被災者及び被災地NPO等が主体となって、地域外からその活動を応援する体制とする
- ② 地域主体・地域主導で行うこととし、被災市町村・コミュニティごとの個別の事情を考慮して、具体的な運営形態や事業形態は個別に検討する
- 20 ③ 特定の主体だけで運営されるのではなく、被災者や被災地NPOの他、社会福祉協議会、農業・漁業・商工業者、青年団、消防団、自治体関係者などの中から有志が集まって、オープンな形での協働型の運営とする

また、同センターの機能としては、次のようなことが考えられる。

- 25 ① 災害ボランティアセンター機能（災害ボランティアセンターから発展する場合）
- ② 被災者の生活等に関するワンストップの相談対応機能、及び訪問活動により被災者のニーズを掘り起こすアウトリーチ機能
- 30 ③ コミュニティの維持・再生機能
- ④ 地元NPOの活動活性化機能
- ⑤ 復興推進機能（地域の物産品の顧客を拡大し、6次産業化の推進による地域復興等）

35 同センターは、社会福祉協議会など従来からあるネットワークを活かして創設することも可能とする一方、地域・コミュニティごとにボトムアップ的な形で創設することも可能であるが、各センター間及び県域など広域での連携がスムーズになされるために、活動エリアに応じて必要な連携をとる必要がある。

こうした同センターの設立及び運営をサポートするため、「新しい公共」支援事業の活用を検討する。

(2) 被災地の支援・復興計画策定に向けた「熟議」の推進

5

- 被災地の復興に向けた地域計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、地域住民自らの意見を十分に反映したものとすべきである。このため、地方自治体における福祉関係行政担当、教育・文化担当に加え、NPOやボランティア等「新しい公共」の担い手はもとより、日常は機会の少ない住民の参加機会を創出して、地域住民が自ら議論する「熟議」を推進する。例えば、

10

幾つかの地方自治体で実施されている無作為抽出型ワークショップ（市民討議会等）や討議型世論調査などの手法により、広く住民の声を吸い上げ、地域の復興の青写真を描く。

15

国は、地方自治体を通じて、こうした取り組みを促すとともに、必要な支援を行う。

20

25

30

35

3. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備

(1) 寄附の拡充に向けた一層の環境整備

- 5 □ 被災者支援活動に充てるための認定NPO法人に対する寄附金で、本年4月27日付の包括告示により指定寄付金とされたものについて、その対象期間を3月11日に遡及して適用する。

また、3月11日以降、6月末までに事業年度の終了する企業については、同指定寄付金を翌事業年度に繰り越して損金算入できることとする。

10

- 認定NPO法人に関しては、今回の大震災に関連して、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄付金として指定したうえで、控除可能限度枠を総所得の40%から80%に拡大するとともにし、税額控除制度を所得控除との選択制として導入したところである。

15

こうした措置を、認定NPO法人に加え、公益法人、社会福祉法人等についても導入する。

20

- 税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、国民や企業からより多くの善意の寄附が集まるような仕組みを設け、被災地の復旧・復興につなげていくことが望ましい。

このため、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広め、寄附の拡大を促す。

25

地方自治体においては、寄附に条件が付されておりその条件を満たさない場合に当該寄附を解除する「負担付きの寄附」でなければ、事前に議会の議決がなくても寄附を受入れ、施設や事業等に寄附者の名前を付すことができる。こうしたことについて、技術的助言として各都道府県等に周知を図る。

(注)

30

大きな施設として、「〇〇記念体育館」、「〇〇記念公園」、「〇〇橋」など、名称・呼称に寄付者の名前を付けることが考えられる他、公園のベンチや樹木等比較的小さなモノに、寄付者の名前を書いたプレートを付けることが考えられる。

また、例えば、CFW事業のための寄附を募集し、「〇〇記念雇用創出事業」など、事業名に寄付者の名前を付けることも考えられる。

35

- 多くのNPO法人・認定NPO法人に支援金が寄せられている現状から、これらの法人に関する基礎的な情報を国民に分かりやすく提供することの重要性が高まっている。

このため、平成25年度から運用を開始するとしている内閣府のポータル

サイトを平成 24 年度から可能な限り運用できるようにし、認定 NPO 法人の情報も統合する。

(2) 新しい被災地支援ファンド等の創設

5

- 複数の NPO 等が集めた支援金、海外からの支援金等を集めた基金を組成し、国民や海外からの寄付金を長期的に管理・運営する仕組みを創る。同基金を新たな財団法人を設立して管理・運営する場合には、当該財団法人の公益認定について、申請に基づき、できる限り迅速な事務手続きを行う。

10

なお、同基金の活用として、次のようなことが考えられる。

15

- ・ ボランティアコーディネーターの派遣
- ・ 「新しい公共」の担い手が、被災者支援や被災地の復旧・復興のために、職を失った被災者を一時的に雇用し、その賃金の一部を補助 (Cash for Work : CFW)
- ・ 被災地の地域復興につながる小規模農業やコミュニティービジネスの初期支援のための融資
- ・ 今後の大規模災害発生時における、「新しい公共」の担い手による初期対応の費用を迅速に拠出

20

(3) 休眠口座基金の創設と復興支援のための同基金の活用

- 長期に渡って取引のない休眠口座を一括して管理する基金を創設し、同基金を活用して、

25

- ・ 被災者支援や復旧・復興に向けて被災地で活動する NPO 等の支援
 - ・ 広く復旧・復興に寄与する社会事業等への助成
- 等を行うことについて検討する。

30

35

4. 現行制度の下で実現可能な取組等

以下については、現行制度の下で実現可能であり、その内容を広く周知することにより、「新しい公共」の担い手の積極的な活動を促す。

5

<NPO等の活動に関するもの>

10

□ NPO法人の新規事務所設立について、所轄庁が内閣府である法人が新規に事務所を設立する場合は届出で可能である。また、震災対応のため臨時的に出張所を設ける場合等、新規事務所の設立には該当しないケースも多いと考えられ、その場合には特段の手続きを行う必要はない。

15

□ NPO法人の設立について、内閣府において震災に起因する各種申請については優先的に審査し、可能な限り審査期間の短縮を図ることとしている。各都道府県に対しても、4月15日付で同趣旨を通知し、同種の取り組みを要請した。

20

□ NPO法人について、法人の定款上の範囲内であれば、「災害救援活動」「NPO支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やNPO支援を行うことは妨げられないことについて明確化し、各都道府県に対し4月15日付で通知を発出した。

25

公益法人等について、災害救援活動を新たに行う際、多くの場合は定款に定めた目的や事業の範囲内であると考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能と考えられる。定款の変更が必要な場合であっても、法人法において簡易な手続きが定められており、こうした方法の活用により対応可能である。また、事業の実施に行政庁への変更申請、変更届が必要となる場合があるが、多くは変更届によって対応可能であり、変更申請が必要な場合も迅速な審査の実施により対応している。

30

<ボランティア活動に関するもの>

35

□ 雇用保険受給中に被災者支援ボランティア活動を行った場合、労働（再就職）の意思や能力があれば、雇用保険の基本手当を受け取ることができる。

□ 以下のようなホームページが既に存在しており、ボランティア活動や物資等について、ニーズと提供者のマッチングに活用することが可能である。

- ・震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト「助けあいジャパン」を介して、関係者は、時々刻々と変化する物資ニーズやサービスニーズを入力、削除でき、誰もが閲覧可能

- ・文部科学省において、被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域のニーズと各団体が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイト（「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」）を開設・運用し、両者のマッチングを支援

5

<地方自治体に関するもの>

- 地方自治体が実施するさまざまな公共サービス（例えば、各種申請受付・処理、調査研究、施設の管理運営、介護・福祉サービスに関する事務等）の全部又は一部を、民間企業やNPO等に対し、一定期間包括的に委託する。

10

被災により機能不全や人手不足に陥っている地方自治体において、必要な公共サービスを効率的・効果的に実施するための方法として効果が期待できるので、従来から独自の判断でこうした取り組みを進めている地方自治体の例を参考に、公権力の行使に該当しない業務については、可能な限り包括的に民間企業・NPO等にその業務を委託する。

15

（参考）加西市の例

加西市では、平成22年6月に「加西市包括業務委託実施方針」をまとめ、「民間に任せの方が効率的・効果的と判断されるものについては民間に任せる」との基本に立ち、

20

② 企画から管理運営までを一括して委託することにより、一層効率的・効果的な事業実施を図る

③ 複数の共通または類似の事務事業を集約し、一括して委託することにより、スケールメリットが見込める事務については実施する

25

等の方向性を示して民間事業者との対話を実施しており、市役所業務のすべてを対象に包括業務委託を進めることとしている。

30

- 被災地の地方公共団体が民間と契約を行う場合、大震災による被害の応急復旧など、緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能である。同趣旨について、4月25日付で関係県に対し周知している。

35

- 地方自治体が中心となり、「新しい公共」の様々な担い手が協働して、地域ぐるみで被災者を受け入れる取組を行っている例がある。こうした取組は全国各地で実践することが可能である。

（参考）北九州市の例

「絆」プロジェクト北九州会議を開催し、社会福祉団体、地域団体、市民団体、経済団体と協働して、住宅の確保から生活物資の一部提供をはじめ、心のケアなど、

被災した人々への生活再建に向けての支援をワンパッケージで行うこととしている。

<企業に関するもの>

5 □ 企業がNPO等非営利法人を支援しようとする場合、現金で寄附金を出すという手段の他、当該法人に職員を出向させ、その期間の同職員の給与を自ら支払うことも考えられる。後者の場合でも、税制上の取り扱いは現金での寄附に比べて特段不利になることはないため、ニーズに応じて当該企業職員の人的能力を有効に活用した支援とすることが可能である。

10

□ 民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法であるPFIを促進するため、今通常国会においてPFI法改正案が審議されており、①PFIの対象施設の拡大、②民間事業者による提案制度の導入、③サービス内容・施設の利用料金を民間事業者が決定する方式の導入等が提案されている。

15

これが実現すれば、民間の事業者が「新しい公共」の観点から積極的に、被災地の復旧・復興のための公共施設の整備・管理等を行うことが可能となる。

20

25

30

35

「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方に関する意見募集

1. 概要

震災支援制度等ワーキング・グループにおいては、「新しい公共」の担い手による被災者・避難者に対する支援活動等を円滑かつ効果的にするために必要となる制度のあり方等について、6月上中旬に最終報告を行うことを目指して検討を行っているところです。

それに向け、5月20日の第4回会合において、「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について（主査提案）が提出されましたので、これをもとに、最終報告に向けての国民の皆様のお考えを広くお伺いさせて頂きたいと考えております。

2. 意見募集の対象となる資料

- ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について（主査提案）

3. 意見の提出方法

ウェブフォーム、ファックス又は郵送のいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出して下さい（電話による御意見の提出は御遠慮下さい）。

【記入事項】

ウェブフォームの場合、以下 URL の意見送信フォームに入力し、お送りください。

<http://www5.cao.go.jp/npc/shinsai-ikenbosyuu/shinsai-ikenbosyuu.html>

ファックス又は郵送の場合、別紙の様式に記入してお送りください。

【宛先】

政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当） 宛

【提出方法】

- 内閣府ホームページから投稿：「震災支援制度等ワーキング・グループ」の「意見募集」の意見送信フォームを活用して送信。

<http://www5.cao.go.jp/npc/shinsai-ikenbosyuu/shinsai-ikenbosyuu.html>

- ファックス：03-3581-0953 に送付。

- 郵送：〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 に郵送。

なお、ファックスでお送り頂く場合には、表題を「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方に関する意見募集について」として頂きますよう、また郵送の場合には封筒表面に同じく朱書き頂きますようお願いいたします。

【意見提出期間】平成23年5月21日（土）～平成23年5月30日（月）中

【提出上の注意】

- お寄せ頂いた御意見・情報に対して個別に回答は致しかねます。
- お寄せ頂いた御意見については、個人を特定しない形で公開させて頂く可能性がありますので、その旨御了承願います。

意見提出様式

御名前

※企業団体の方の場合、団体名及び部署名も併せて御記入下さい。

資料	「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について (主査提案)
該当箇所	ページ 行目 「 」に対する意見
御意見	
理由	

資料	「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について (主査提案)
該当箇所	ページ 行目 「 」に対する意見
御意見	
理由	

資料	「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について (主査提案)
該当箇所	ページ 行目 「 」に対する意見
御意見	
理由	